

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年6月30日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 福本 啓二

1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港滑走路増設にかかる無線施設整備基本設計
- (2) 業務場所
那覇空港管制塔庁舎等 : 沖縄県那覇市安次嶺531-3
- (3) 業務内容
那覇空港の滑走路増設整備に伴い整備する無線施設に係る基本事項の設計を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成27年3月31日まで

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成25・26年度一般(指名)競争参加有資格者のうち「その他の業種」「A等級又はB等級」の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成24年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成11年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務(以下「同種業務」という。)の実績を有すること。(元請けとしての実績に限る。)
 - ・航空保安無線施設等(※)に係る調査又は基本設計業務
 - ※ ILS、VOR/DME(TACAN)、航空交通管制業務に使用するレーダー施設、航空交通管制業務又は航空運航情報業務に使用する通信施設、航空交通管制情報処理システム、運用・信頼性管理システム、空港危機管理情報システムなお、当該実績が国土交通省の発注した上記同種業務の業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が60点未満のものは除く。
- (6) 配置予定の管理技術者は平成11年4月1日以降に完了した上記(5)に掲げる業務の何れか1件以上に従事した経験を有する者であること。
- (7) 大阪航空局が発注した設計業務で、平成24年4月1日以降に完了した設計業務の業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒540-8559 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
15階 大阪航空局 総務部経理課 契約係
電話 06-6949-6206 (直通)
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間 平成26年6月30日から平成26年7月11日まで
交付場所 (1) 担当部局
交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

- (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法
申請書及び資料は、郵送（宅配便を含む）又は持参により平成26年7月11日までに提出すること。（部数1部）
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法
入札書は、開札日時までに（1）あて持参すること。（郵送、託送による場合は平成26年7月30日 午後5時、までに提出すること。）
開札日時は、平成26年7月31日 午前10時00分、大阪航空局13階 入札室にて行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3（1）に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2（2）に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。